

F がんばっていま～す。 i g h t

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



健康増進課
長田 容一
(都留市)

平成22年4月より都留市から福祉保健部健康増進課へ人事交流派遣として配属され、ふと気がつけば今年度も残り僅かとなってしまいました。電車での遠距離通勤には未だに慣れることができず苦勞しておりますが、課員の皆様はもとより山梨県の職員の方々の暖かい励ましなどにより今日に至っております。

また、配属当初には通勤時間の变化だけではなく、事務処理手続きの違いやシステムなどの变化、そして事務処理量の多さに、今までの市での職務経験全てがリセットされてしまったかのようにすら思い仕事に対して辛いと感じることもありました。しかし、周囲の方々のご協力やご指導に助けられ、今では毎日が仕事に追われ続けてはおりますが楽しんで業務を行っています。

県で勤務するなかで、県と市での事務処理方法等の異なった部分について互いのメリット・デメリットを少しずつ感じるようになってきましたが今は違った部分を感じる程度であり、メリット・デメリットをしっかりと認識し業務に反映させられる時には派遣期間が終了してしまうことになってしまうかも知れません。

しかし、県で勤務させていただき、市での勤務では接点のないような方との交流による貴重な体験や異なった事務処理手続き等により学ばせてもらうことは、今後の自分にとって大きな財産となることは間違いありません。

派遣交流期間も残り半分ほどになりましたが、まだまだ周囲の皆様に迷惑をかけることばかりではあり、私自身が県にとってメリットなれる部分があるか不安ではありますが、今後も自分なりに全力で職務にあたらせて頂きますので引き続きご指導ください。



観光振興課
小林 利広
(甲府市)

平成22年4月から甲府市より交流派遣職員として、観光振興課観光地企画担当としてお世話になっております。当初職場環境の変化や事務手順の違いなど戸惑いもありましたが、周囲の方々の温かい指導や力添えを頂き、充実した毎日を過ごしています。

日常の業務では、地域と連携し観光地の魅力を掘り起こし、HP、メールマガジン、ブログ、観光パンフレット、誘客キャンペーン、観光説明会などにより、時代のトレンドに即した旬の観光情報を旅行会社や観光客に戦略性をもって強力にPRしています。

また、JR東日本やNEXCO中日本などと連携した誘客促進活動を推進しています。

「思いつきではダメだ!そこに明確なビジョンとストーリーがあるのか?」この一言は観光振興課の指標であり指針です。

この時期にこの観光地で何がお勧めなのか?この仕掛けなら再び訪れたいと思えるのか?そして、自らも行ってみたいと思えるのか?論理的思考、観光客目線、宿泊旅行調査、観光客動態調査分析…自問自答しながらの日々は続きます。私は、ここに観光先進地として他県から多くの問合せをいただく理由を一部垣間見る事ができた気がします。

このような「攻めの観光」を続ける山梨県観光部の一員として、職務を遂行できる事に喜びと誇りを感じています。

最後に、このような貴重な機会を与えてくださいました方々に感謝するとともに、残された期間で少しでも多くのことを学び、今後の職務に活かせるよう努力して参りたいと思います。



福祉保健総務課
梶原 茂弥
(中央市)

平成22年4月より交流派遣職員として福祉保健部福祉保健総務課に配属となりました。2年間の人事交流期間も早いもので半分が過ぎようとしています。

4月1日に初登庁した際には、業務内容や仕事の進め方、システム等様々な部分において市で経験したものと異なり、2年間の交流期間を全うできるのか、思い悩む毎日でしたが、課員の皆様に助けられ何とかここまで来ることができたと感じています。

現在担当している業務は、社会福祉法人に関する認可及び指導を中心にホームレス対策などを担当しています。社会福祉法人の認可指導は市町村では取り扱わない事務のため馴染みが薄く、法律や用語、運営のあり方などを覚えるのに四苦八苦する毎日です。

もうすぐ交流期間も2年目に突入します。2年目はもう少し余裕を持って周りを見渡し、より多くのことを吸収し、この交流を単なる経験として終わらせず、今後どのように活かしていくのかを考えていきたいと思ひます。

課員の皆様には何かとご迷惑をお掛けするかと思ひますが、これからもご指導の程よろしくお願ひ致します。





市町村課
外川 博章
(富士河口湖町)

平成22年4月より、富士河口湖町から総務部市町村課財政担当に配属され、一年を迎えようとしています。不安の中登庁しましたが、早々の歓迎会で、市町村課の皆さまに温かく声を掛けて頂き、緊張が和らいだことを覚えています。

4月当初は、何も分からない状態で国や市町村との事務のやりとり、また、富山県へ出張など忙しい日々が始まりました。財政業務は初めての経験であり、毎日が今まで聞いたことのない用語の連続で戸惑いはありましたが、「習うより慣れろ」の精神で業務をこなしています。

私の業務は主に、市町村や一部事務組合の予算・決算の調査及び分析や、地方債の業務全般（協議対応など）に関するを行っています。その中でも印象に残っているのは、甲府財務事務所立ち会いのもと、市町村との起債のヒアリングです。ヒアリングをされる側からする側へ、どのような姿勢で臨めばよいのか、不安を打ち消すように知識を詰め込んだことを覚えています。

今年度は、市町村課内の若手メンバーによる定期的な仕事内容の勉強会がありましたので、私以外の仕事も幅広く知ることができ、さらに、他の担当の皆さまと意見交換できる良い機会となりました。

今後は、市町村課で得た経験、知識及び人脈をより多く町へ還元していきたいと考えております。一年間という短い期間ですが、何年もいたかのような充実した時間を過ごせているのは、市町村課の皆さま、私の業務に携わって頂いた皆さま、この貴重な機会を与えて頂いた富士河口湖町の皆さまのお蔭です。この場をお借りして心から感謝を申し上げます。



道路整備課
米山 哲也
(南アルプス市)

昨年の4月より南アルプス市から県土整備部道路整備課に配属となって、早いもので一年が過ぎようとしています。配属された当初は、職場環境の違いや業務の質と量の多さが加わり戸惑いと緊張・不安の毎日でしたが、周囲の方々に懇切丁寧なご指導・ご助言をいただき、今では充実した毎日を送っています。

私が担当しているのは、市町村道に関する国庫補助事業の申請から完了検査までの一連の業務や道路・橋梁に関する調査などの業務です。補助事業制度や事業の流れなど、学ぶことが非常に多く苦心しておりますが、大変勉強になっております。

また、各市町村担当者の方々とも接する機会が多く、各地域それぞれの状況・課題を把握できると同時に情報交換の場を持つことができ、交流を深める貴重な機会にもなっています。

最後になりますが、お世話になっている課の皆様感謝するとともに、残された期間で少しでも多くのことを学び、南アルプス市に戻ったときにこの経験を活かせるよう努力していきたいと思っております。



富士・東部建設事務所
吉田支所
堀内 拓
(富士河口湖町)

平成22年4月より交流派遣職員として富士河口湖町から富士・東部建設事務所吉田支所道路課西部道路担当に配属され早9ヶ月が経とうとしております。私自身、行政職として町に採用になった訳ですが、配属された部署は土木の専門職の部署なので配属当初は基礎知識もない自分に勤まるのだろうかかと不安な日々を過ごしておりました。しかしながら、周囲の皆様の丁寧なご指導、ご助言をいただくことで徐々に順応することができ本当に感謝しております。

私の業務は主に道路工事の設計、発注、監督で、主に担当している路線は(都)船津小海線と一般国道300号です。(都)船津小海線は、富士河口湖町を東西に連絡する全長3,980mの幹線道路であり、市町村合併支援道路として道路事業、土地区画整理事業と一体となって早期の全線供用を目指しているところであります。一般国道300号は、富士吉田市から身延町へ至る主要幹線道路であり、第二次緊急輸送道路に指定されており、H8道路防災総点検の要対策箇所について防災工事を実施し、緊急輸送路としての機能を確保しているところであります。2路線とも富士河口湖町地内ですので、大変やりがいを感じております。

最後に、残された期間に少しでも多くのことを吸収し今後活かせるよう努めたいと思っております。



市町村課
中込 浩人
(南アルプス市)

平成22年4月から総務部市町村課で研修生としてお世話になっております。南アルプス市から参りました中込です。1年間の研修期間も大半を終え、残すところあとわずかになりました。4月当初、緊張しながら登庁していたことが、ついこの間のように思い出されます。

私は税政担当で固定資産税の担当をさせて頂いています。年度の前半は、課税免除に係る減収補てんのヒアリングに始まり、固定資産税に係る基準財政収入額の算定、概要調書など、提出書類の検収と市町村からの質問に回答する日々でした。これまでの提出・質問する立場から、検収・回答する立場に変わり、地方税法や解説本とのにらめっこに明け暮れました。年度の後半は交付税検査です。今年度は15の市町村に伺いました。固定資産税初心者でしたが、経験豊富な市町村の方々に対応していただき、スムーズに検査を進めることができました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。そのほかには、普通交付税や特別交付税の算定数値の検収など、地方税とは異なった業務も経験し、見聞を広めることができました。また、担当外の仕事ではありましたが、昨年7月の参議院選挙は、県の選管として開票速報に従事するなど、貴重な経験になりました。

最後になりますが、市町村課の皆様、市町村の職員の方々には、この一年間大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。また、今後ともよろしくお願いいたします。

県内市町村における 行政情報化の 推進状況調査について

山梨県総務部
市町村課

主査 鈴木 勝

I はじめに

総務省では、全国の地方公共団体を対象に「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」を毎年実施しています。この調査は、地方公共団体における行政情報化施策等の取り組みを支援する際の参考とするため実施しており、調査結果は「地方自治情報管理概要」として取りまとめられ公表されています。本年度の調査結果は平成二十二年一月九日に総務省から公表されたところですが、県内の市町村の状況は次のとおりです。

なお、本調査内容は多岐にわたるため、誌面の都合上、主なものを掲載します。調査の詳細な内容や個別の市町村の回答状況は、総務省のホームページに掲載されていますのでご覧くださいと思います。

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/36822.html)

II 電子自治体の推進体制の整備

CIO（情報統括責任者）の任命率は、全国市区町村の七六・七％に対して、県内市町村は八五・二％と全国の任命率を上回っています。（表1）また、電子自治体推進計画等を策定している市町村は一〇市町村（二七・〇％）であり、そ

のうち三市町村（一一・二％）が定期的に見直しを行っています。（表2）電子自治体推進計画等の策定状況は、全国に比べると低い割合となっています。

表1 CIO（情報統括責任者）の任命

	県内市町村	全国市区町村
任命している	23 (85.2%)	1,343 (76.7%)
任命していない	4 (14.8%)	407 (23.3%)

表2 電子自治体推進計画等の策定状況

	県内市町村	全国市区町村
電子自治体推進計画等を策定している	10 (37.0%)	755 (43.1%)
電子自治体推進計画等を住民・企業等に対して公表している	4 (14.8%)	487 (27.8%)
電子自治体推進計画等の実施状況について事後評価を実施している	2 (7.4%)	233 (13.3%)
電子自治体推進計画等を定期的に見直している	3 (11.1%)	375 (21.4%)

III 電子申請システムの実施状況

現在本県では、県と県内全市町村が共同で「やまなし申請・予約ポータルサイト（やまなしくら

しねっと）」を運用しており、各種申請等がオンラインにより可能となっています。

業務別の行政手続きのオンライン化の実施状況は、公共施設予約が二市町村（四四・四％）、図書館蔵書検索が一市町村（七〇・四％）、イベント等の申し込みが一市町村（七〇・四％）で高い割合で実施されています。（表3）一方、公共事業にかかる電子入札の実施は一市町村（三・七％）のみですが、全国市区町村では二五・二％で実施さ

表3 業務別行政手続のオンライン化の実施状況

	県内市町村	全国市区町村
公共施設予約のオンライン化の実施	12 (44.4%)	635 (36.3%)
ネットワークを活用した図書館蔵書検索の実施	19 (70.4%)	1,171 (66.9%)
公共事業に係る電子入札の実施	1 (3.7%)	440 (25.1%)
物品調達（非公共事業）に係る電子入札の実施	0 (0.0%)	170 (9.7%)
手数料・地方税の電子納付の実施	3 (11.1%)	154 (8.8%)
イベント等の申込のオンライン化の実施状況	19 (70.4%)	508 (29.0%)
携帯電話向けの申請サイトの開設状況	11 (40.7%)	527 (30.1%)

表4 ホームページでの住民参画や行政の透明性確保

	県内市町村	全国市区町村
ホームページ上で意見・要望を受け付けている	25 (92.6%)	1,502 (85.8%)
電子掲示板等による住民との意見交換を行っている	7 (25.9%)	225 (12.9%)
ホームページを利用したパブリックコメントを行っている	13 (48.1%)	966 (55.2%)
ホームページ上で情報公開請求を受け付けている	2 (7.4%)	235 (13.4%)
ホームページに政策評価結果を公表している	6 (22.2%)	570 (32.6%)
ホームページに例規を公表している	22 (81.5%)	1,443 (82.5%)
ホームページに首長の記者会見を公表している	5 (18.5%)	323 (18.5%)
住民の交流サイト(地域SNS)を設けている	4 (14.8%)	116 (6.6%)

※SNS(Social Network Service)：一般的なウェブサイトとは異なり、すでに加入している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域SNSは新しい住民参画のツールのひとつとして期待されている。

表5 ホームページの機能等

	県内市町村	全国市区町村
申請・届出等の様式のダウンロードサービスを行っている	26 (96.3%)	1,608 (91.9%)
情報検索システムを備えている	22 (81.5%)	1,347 (77.0%)
外国語による情報提供を行っている(外国語バージョンの開設)	8 (29.6%)	621 (35.5%)
携帯電話対応のホームページを開設している	16 (59.3%)	1,054 (60.2%)
RSS機能を設けている	15 (55.6%)	422 (24.1%)
映像を配信している	10 (37.0%)	744 (42.5%)
CMSを採用している	16 (59.3%)	886 (50.6%)
ホームページの評価・診断を実施している	11 (40.7%)	382 (21.8%)
ホームページのバリアフリーに配慮している	16 (59.3%)	950 (54.3%)

※RSS(RDF Site Summary/Rich Site Summary/Really Simple Syndication)：ホームページのニュースや新着情報など更新された情報をまとめて、RSSリーダーと呼ばれるソフトウェアにリアルタイムに配信する機能のこと。

※CMS(Content Management System)：ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティの向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。

表6 情報セキュリティ対策等の実施状況

	県内市町村	全国市区町村
情報セキュリティの管理者や責任者、担当者を任命している	25 (92.6%)	1,615 (92.3%)
情報セキュリティポリシーを策定している	27 (100.0%)	1,700 (97.1%)
情報セキュリティ研修を実施している	18 (66.7%)	1,228 (70.2%)
情報システムに関する業務継続計画(BCP)を策定している	2 (7.4%)	102 (5.8%)

ホームページの充実や電子申請の推進については住民サービスの向上に直結するものであり、取り組みが比較的容易なものであると考えます。今後も本調査結果などを参考にしたいいただき、各市町村における電子自治体推進への一層の取り組みが期待されることと期待されます。

また、ホームページの機能としては、申請・届出等の様式のダウンロードサービスを行っている市町村が二六市町村(九六・三%)とほとんどに比べると低い割合となっています。

市町村のホームページは、県内全市町村で開設されており、ホームページでの住民参画や行政の透明性の確保の状況は、ホームページ上で意見・要望を受け付けている市町村が二五市町村(九二・六%)、例規を公表している市町村が二二市町村(八一・五%)、パブリックコメントを行っている市町村が二三市町村(四八・二%)と高い割合となっています。(表4)一方、ホームページ上で情報公開請求を受け付けている市町村は二市町村(七・四%)であり、全国市区町村の二・四%に比べると低い割合となっています。

IV 行政サービスの向上

市町村のホームページは、県内全市町村で開設されており、ホームページでの住民参画や行政の透明性の確保の状況は、ホームページ上で意見・要望を受け付けている市町村が二五市町村(九二・六%)、例規を公表している市町村が二二市町村(八一・五%)、パブリックコメントを行っている市町村が二三市町村(四八・二%)と高い割合となっています。(表4)一方、ホームページ上で情報公開請求を受け付けている市町村は二市町村(七・四%)であり、全国市区町村の二・四%に比べると低い割合となっています。

の市町村で実施、情報検索システムを備えている市町村が二二市町村(八一・五%)、ホームページのバリアフリーに配慮している市町村が一六市町村(五九・三%)と高い割合になっています。(表5)

各市町村におけるホームページの充実、住民サービスの向上に繋がることから、更なる充実が期待されます。

V 情報セキュリティ対策等の実施状況

情報セキュリティの管理者や責任者、担当者を任命している市町村は二五市町村(九二・六%)、情報セキュリティポリシーは全市町村で策定されています。また情報セキュリティ研修を実施している市町村は一八市町村(六六・七%)となっています。一方、情報セキュリティに関する業務継続計画(BCP)を策定している市町村は二市町村(七・四%)に止まっています。(表6)

情報セキュリティ対策については、情報漏洩

VI おわりに

総務省においては、現在、「自治体クラウド推進本部」が設置され、情報システムの集約と共同利用を進める「自治体クラウド」の全国的な展開に向けた具体的な検討が進められています。また本調査でも、今回紹介した項目以外に「統合型地理情報システム(GIS)」や「地域情報プラットフォーム」などに関する調査も行っていますが、特に統合型GISの整備率は、総務省の公表でも市区町村において特に進展が著しい項目の一つとして挙げられるなど、新たな取り組みが進展しています。

事件など、昨今新聞紙上にぎわす事例が発生していることから、今後も更なる充実が求められます。

総務省においては、現在、「自治体クラウド推進本部」が設置され、情報システムの集約と共同利用を進める「自治体クラウド」の全国的な展開に向けた具体的な検討が進められています。また本調査でも、今回紹介した項目以外に「統合型地理情報システム(GIS)」や「地域情報プラットフォーム」などに関する調査も行っていますが、特に統合型GISの整備率は、総務省の公表でも市区町村において特に進展が著しい項目の一つとして挙げられるなど、新たな取り組みが進展しています。

県内市町村では、このような新たな取り組みへの対応が、人的、財政的な面などで早急には困難な場合もあるかもしれませんが、今回紹介した

自治

Q&A

お答えします！

Q

地方公営企業会計制度の見直しについて教えてください。

A

地方公営企業の会計制度については、昭和27年度の地方公営企業法施行以来、『発生主義・複式簿記』による会計を導入することにより、企業性を発揮する環境の整備に留意しつつも、企業債を借入資金として資本に位置づけるなど、地方公営企業独自の仕組みがとられてきました。

一方、企業会計においては、国際基準を踏まえた会計ビッグバンと呼ばれる大幅な会計基準の見直しが行われました。その結果、地方公営企業会計と企業会計との制度上の違いが近年大きくなっており、相互の比較分析を容易にするためにも両制度の整合を図る必要が生じています。

また、地方独立行政法人化を選択

する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独立行政法人会計基準との整合を図る必要が生じています。連結財務4表が整備される地方公営企業会計制度における会計モデルにも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されています。

さらに、地方分権改革推進委員会の勧告において「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられており、地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点やストック情報を含む財務状況の開示拡大のため、「地域主権」の確立に沿った見直

しを進める必要があります。

なお、見直しに当たっての基本的な考え方としては、①現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものにする、②地方公営企業の特性を適切に勘案するべきこと、③「地域主権」の確立に沿ったものとすることが挙げられています。

具体的な見直し事項は、次のとおりです。

I 地方公営企業会計基準の見直し

- ・借入資金に計上されている企業債等を負債に計上する。
- ・補助金等により取得した固定資産について「みなし償却制度」は廃止する。
- ・償却資産の取得に伴い交付される補助金等については、「長期前受金」として負債に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化する。
- ・退職給付引当金等の計上を義務化する。
- ・新たな繰延資産への計上を認めない。
- ・たな卸資産の価額については、低価法を義務付ける。
- ・減損会計を導入する。
- ・リース会計を導入する。
- ・セグメント情報の開示を導入する。
- ・キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。
- ・勘定科目の見直しを図る。

II 資本制度の見直し

- ・法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止する。
- ・経営判断により、資本剰余金、利益剰余金を資本金に組み入れることができることとし、資本剰余金の処分制限は廃止する。
- ・経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

III 財務規定等の適用範囲の拡大

- ・原則として、法非適用企業に財務規定等を適用する。

IV 見直しのスケジュール

- ・地方公営企業会計基準の見直しについては、政省令の改正により、平成25年4月に施行が予定されています。(適用開始会計年度は検討中)
- ・資本制度の見直しについては、現在国会において「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」として地方公営企業法の一部改正が審議中です。

(参考) 法案の施行日

平成23年4月1日)

- ・財務規定等の適用範囲の拡大については、引き続き検討を進めることとされています。

Q

平成22年度から新たに過疎対策事業債の対象となった過疎地域自立促進特別事業とは、どのような事業ですか？

A

過疎対策事業とは、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条の規定により公示された市町村が、過疎法第6条の規定により策定される過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき実施する事業であります。

過疎法の一部改正（平成22年4月1日施行）を受けて、平成22年度より過疎法の失効期限が6年間延長（平成28年3月31日まで）され、過疎地域自立促進のための特別措置として、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の対象となる施設が追加されるとともに、過疎債の対象が過疎地域自立促進特別事業（以下「ソフト事業」という。）へも拡充されました。

ソフト事業の対象となるのは、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが認められる事業で、産業や交通通信体系など10分野にわたります。例えば、「産業の振興」事業では農産物のブランド化及び販売促進事業等が、「交通通信体系の整備」事業

ではデマンドバスの運行に対する支援等が挙げられます。さらに、過疎債を財源として、ソフト事業実施のための（地方自治法第241条の規定により設けられる）基金への積み立ても可能であり、市町村計画に使用を明確にした上で、償還前や過疎法失効後にも取り崩しができるとされています。そのほか、市町村道や一部施設に係る費用対効果の高い維持管理の実施等についても、ソフト事業として市町村計画に記述することとされています。

以上を踏まえた上で、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業への取り組み及び過疎債の活用については、基本的に各自治体の判断と責任に委ねられると考えます。とはいえ、当該事業の位置付け、事業内容や、その必要性と期待される効果等をできるだけ具体的に明らかにする必要があります。つまり、市町村計画に明記した事業であることを前提に、過疎地域の住民等に対して十分な説明がつく事業であることが求められると考えます。

Q

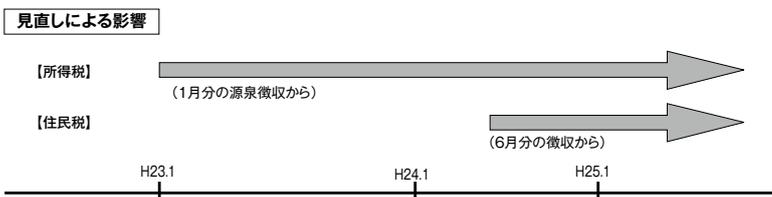
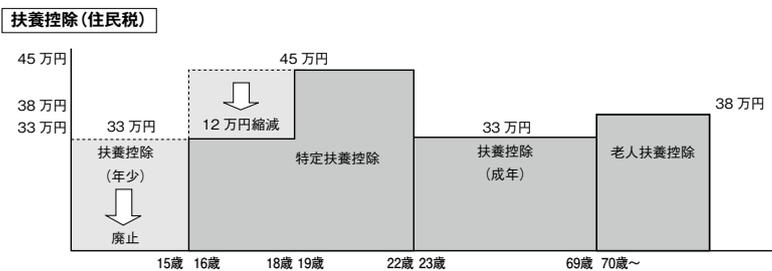
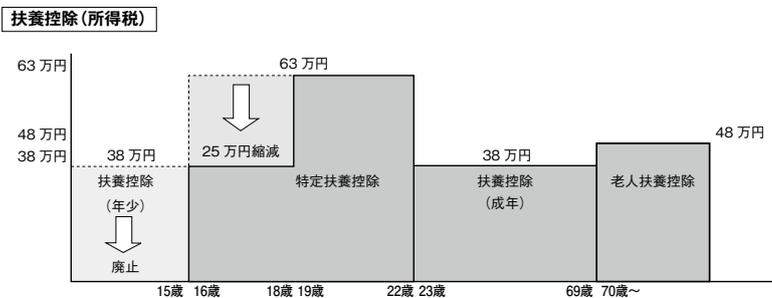
本年1月から所得税が増え始めました。どうしてでしょうか？教えてください。

A

平成22年度税制改正において、子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族（0歳～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止され、高校無償化に伴い、特定扶養親族（16歳～18歳）に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）も廃止され、平成23年分から適用されたため、本年1月の源泉徴収から税額が増えています。

なお、住民税においても所得税と同様に、年少扶養控除（33万円）及び特定扶養控除の上乗せ分（12万円）が廃止され、平成24年度分から適用されるため、平成24年6月分の徴収から税額が増えることとなります。

平成22年度税制改正における扶養控除の見直しと見直しによる影響の全体像は、次のとおりです。



はつらつ!!

市町村職員

はつらつ!!



富士吉田市役所 道路公園課

荻原 恭子 Kyoko Ogihara

山梨県に住みはじめて3年、富士吉田市役所の土木職になって早1年になります。土木職というと、工事現場の作業員を想像されるかもしれませんが、市の職員は工事の監督員の立場です。発注予定の工事について測量・設計・積算を行い、現場が始まれば設計通りに進むよう指示します。「土木エンジニア」というとちょっとカッコいいです。

道路公園課では、市道と公園に関する工事全般を担当しています。一口に工事といっても、道路の補修、橋梁の架け替え、カーブミラーの設置など、多岐にわたります。土木に携わる人間はよく「地図に残る仕事」と表現しますが、現場で少しずつ構造物が出来ていくのを見ると、完成したときには感慨深いものがあります。

まだまだ未熟者ですが、地元出身でないことやゼネコンで働いていた経験を活かして、新しい風を吹かせられたらと思います。また、現場の華として、枯れないように気をつけます。

最後に、スマートICや幹線道路の計画が進められ、ますますアクセスが良くなる富士吉田に、ぜひ遊びに来てください!



はつらつ!!



中央市役所 商工観光課

木谷 昌経 Masanori Kitani

私は、平成22年4月に中央市職員として採用していただき、商工観光課に配属されました。初登庁を控えた3月末日、新聞で配属先を知り「福井県出身で中央市のことを全く知らない私が観光担当!?!」と腰を抜かしたことから始まり、4月の初イベントが季節外れの降雪で中止、毎年数万人が来場する春のれんげまつりは嵐で会場がグチャグチャになるなど波乱の幕開けでしたが、それでも一日一日を大切に、楽しみながら業務にあたらせていただけてきました。

商工観光課観光担当の私の仕事は、中央市で行われるイベントの企画運営、県内外市町村イベントでの中央市特産品売り込み、市の観光パンフレット作成、映画やドラマのロケ地紹介等です。魅力ある中央市を広くアピールし大勢の観光客にお越しいただけるよう、市内外を飛び回り情報の収集・発信に努めています。

博士課程まで進学したため27歳という年齢での遅い社会人デビューですが、同年代の先輩職員達に早く追いつけるよう、また、中央市をより素敵な街にできるよう、一層努力し学んでいきたいと思っています。



はっらっ!!



富士川町役場 企画課

秋山 真樹 Masaki Akiyama

私は、平成22年4月に富士川町役場に採用され、税務課に配属された後、現在は企画課にて勤務をしています。主な業務は、交付金の取りまとめや総合計画の作成、事務事業評価の取りまとめ等です。特に企画課は、町の将来について考える部署ですので、まだ合併して間もない富士川町を今後どのような町にしていくのか、町の将来像を見据えて考えていかなければならない問題が多く、幅広い視点に立って物事を考える反面、町民の目線に立って考えることも必要になります。配属して間もない頃は、何かと戸惑うこともありましたが、今では緊張感の中にも楽しさがあり、充実した日々を送っています。

現在は、各種交付金の申請に関する業務が中心であり、各課の担当と連絡を取り合いながら申請の準備を進めています。特に交付金の規定等を理解し、分からない部分は素直に聞き、理解した上で仕事を進めるという姿勢を意識しております。

まだまだ分からないことも多々あり、勉強の毎日ですが、住民の様々なニーズに応えられるように心がけ、富士川町の未来のために日々努力していきます。

はっらっ!!



西桂町役場 税務住民課

荒井 瑠美 Rumi Arai

私は平成22年4月に西桂町に採用になり、税務住民課に配属されました。主に住民窓口業務や外国人登録、戸籍届出の処理などの担当をしています。

身分事項に関わる仕事をしているため、間違った処理はできないという責任と緊張感を感じながら、小さな町なので任せられる仕事も多く、様々な経験ができ、やりがいを感じています。毎日の業務で、様々な人と関わることが多いため、そのケースに柔軟に対応しながらも、平等、公平な立場で一貫性を持って対応するためになぜこうするのかという根拠に基づいた対応をすることの難しさとそれ以上に重要性を実感しています。

まだまだ至らないことだらけですが、西桂町の接遇目標である「明るいあいさつ、誰にも親切、迅速なサービス」をもとに住民の方の立場に立った対応を心掛け、日々経験を積み、知識を習得し、信頼される職員になれるように努力していきたいと思っています。

そして生まれてからこれまで育てていただいた西桂町の発展に貢献できるよう頑張っていきたいと思っています。

市町村 振興協会たより

○平成 23 年度の事業について

現下の極めて厳しい市町村の行財政環境を踏まえ、当協会では、市町村の貴重な財源となるサマージャンボ等宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの発売額確保に努めながら、市町村ニーズに即応した事業を積極的に展開し、地域の活性化に向けた多彩な活動を支援して参りたいと考えております。

特に、平成23年度は、次のとおり長期貸付の制度の充実を図るとともに、(財)全国市町村研修財団(市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所)及び(財)全国建設研修センターへの研修経費に対する助成を拡充し、一層、市町村職員の資質向上に資することとしておりますので、ご活用をお願いします。

① 長期貸付について

市町村の一般会計債の発行額が減少していることを踏まえ、貸付予定枠を20億円(平成22年度より3億円減)とする予定です。

また、市町村等から希望が多い、繰越事業への貸付を行うため、これまで、年1回(3月)の貸付を年2回(5月、3月)にして実施します。

○貸付時期	5月下旬及び平成24年3月下旬
○貸付利率	政府資金の貸付利率の利率以下で理事長が定める。
○償還期間	5年以内(うち据置期間1年以内) 12年以内(うち据置期間2年以内) 15年以内(うち据置期間3年以内)
○償還方法	半年賦元金均等償還

② 研修経費への助成について

(財)全国市町村研修財団(市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所)及び(財)全国建設研修センターの研修経費助成について、次のとおり助成割合を引き上げます。

現行	→	平成23年度
1/2助成		2/3助成

※ただし、市町村長、市町村議会議員等特別職を対象とする特別セミナー等については、全額助成します。

TOKI no HITO Man & Woman

時^{とき}の^{ひと}人

思いを集めて よりよい行政へ



昨年10月から試行を始めた携帯電話による情報サービス「Mなび」では、北岳周辺の登山道標に設置したQRコードを読み込むことで、周辺に生息している動植物、山の歴史情報をその場で取得することが出来ます。

この「Mなび」は、私が参加している市職員による政策づくり勉強会の提案の中から生まれました。

当初は文化財担当の職員から「QRコードを使ったまち歩き史跡ナビを市でもやってみようか」という案で考えていました。しかし史跡があちこちに点在している市内では、徒歩では回りにくい。そこで「市名の由来でもある南アルプスの魅力を活かした、登山ナビならどうか」という提案になりました。

事業化に向けては、山岳NPOの協力体制も得る中で、市とNPOが協働して実施に向けての協議を重ねました。それぞれの立場か

ら様々な意見が出て、非常に前向きな議論が出来ました。

こういった経験をすることで、職員一人一人、そして住民一人一人に市政への色々な思いがあると改めて実感しました。

今後も勉強会への参加を続け、市を良くしようという思いを大事にして、よりよい行政へつなげていけるように努力したいと考えています。



手塚 健さん
Ken Tezuka
(南アルプス市総務部 主査)

AFTER NOTES

編集後記

今号の編集にあたり、編集委員会では、市町村職員の情報誌として、可能な限り市町村職員の取り組み等の紹介を拡充することとし、誌面の調整等行う中で、新任職員等若年層の職員を紹介する「はつらつ市町村職員」の人数を1名から4名に増やしました。

また、大型プロジェクトやイベント等で中心的な役割を担った職員を紹介する「時の人」については、誌面を拡大し詳細な紹介に努めました。

更に、70年ぶりに生息が確認された「クニマス」について、富士河口湖町にご協力いただき、本誌の裏表紙に紹介をさせていただきました。

これからもタイムリーな情報や市町村職員の様々な取り組みの紹介等、内容の実実を図って参りたいと思います。

結びに、大変お忙しい中、執筆していただいた執筆者の方々には、深く感謝を申し上げます。

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会委員名簿

役職名	団体名	職名	氏名
委員長	富士吉田市	企画財政課主査	渡辺 滋人
副委員長	忍野村	企画課主事	後藤 聡
委員	都留市	政策形成課主事	志村 将史
	山梨市	政策秘書課課長補佐	中村 貴仁
	甲州市	政策秘書課副主査	笹本 正和
	中央市	政策秘書課副主査	降矢 嘉也
	富士川町	企画課主査	井上 誠
	昭和町	総務課副主幹	伊藤 直樹
	西桂町	総務課主幹	高山 正
	山中湖村	総務課課長補佐	平山 久
	山梨県	市町村課主査	鈴木 勝
	山梨市長会	総務課主事	金丸 太一
	山梨県町村会	総務課主任	望月 芳能



「西湖でクニマスの生息が確認」

約70年前に絶滅したとされていた「クニマス」が、京都大学・中坊教授らの調査により西湖で生息していることが確認されました。「クニマス」は秋田県田沢湖に生息し、周辺の開発により湖の水質が変化し絶滅した国のレッドリストに掲載されている魚です。昭和10年西湖に田沢湖から卵が放流された記録が残っていますが、発見されたクニマスはその子孫と考えられます。西湖でクニマスが70年に及び生息してきたのは、西湖に住む皆様が環境を守ってきた結果だと思っています。

【富士河口湖町提供】